月２回発行　2016年12月15日　毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2272号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

発電所対抗で好事例コンペを開催

「マネしたい」活動にポイント

東京電力フュエル＆パワー

特集Ⅱ

メンタルヘルス支援サイトが好評

あんしん財団

ニュース

安全帯を原則ハーネス型へ

厚労省　墜落防止保護具で検討会

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2272
2016
12/15

社労士が教える 労災認定の境界線

機械で指切断後のストレスで「適応障害」に

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　東京会
社会保険労務士永井事務所
所長　永井　康幸

第 233 回

■ 災害のあらまし ■

青果物加工業を営む会社に勤務していたパートタイマー従業員Ａは、ゴボウの袋詰め機械の操作中に左人差し指を回転歯にはさまれて切断した。Ａは事故による左人差し指切断につき、症状固定日までの療養補償給付および休業補償給付の各支給を受けた。また、Ａは左人差し指切断につき、労災保険法の障害等級 12 級の認定を受け、障害補償一時金の支給を受けた。

Ａはその後、不眠や異常な発汗の症状が出現し、精神的に不安定な状態になった。そのため、これが業務に起因して心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）にり患したものであるとして、療養補償給付および休業補償給付の請求をした。

■ 判断 ■

事故の状況や後遺症などから心理的負荷の強度は相当に強いものと評価し、Ａの「適応障害」について**業務上**災害と認定した。

■ 解説 ■

今日の精神医学では、環境由来のストレス（業務による心理的負荷および業務以外による心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるという考え方、すなわち、ストレスが非常に強ければ、個体側の反応性、脆弱性が小さくても精神的障害が起こるし、逆に、個体側の反応性、脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても精神的破綻が生じると考える「ストレス―脆弱性」理論が広く受け入れられている。

あるストレスが精神障害を発症させる可能性の強いものであればあるほど、その精神障害は当該ストレスが主因で発症したも

のと理解され、逆に、当該ストレスがそれほど強いものであると評価できない場合であれば、その精神障害は個体側の反応性、脆弱性が主因で発症したものと理解される。精神障害に業務起因性を判断する際には、業務によるストレス、業務以外のストレスおよび個体側の反応性、脆弱性をそれぞれ評価して総合的な判断を行う。

ＰＴＳＤや適応障害などの精神障害に業務起因性があるか否かの認定要件としては、①対象疾病を発症していること、②対象疾病の発症前６カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷および個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこととされている。②の業務による強い心理的負荷が認められるためには、業務による具体的な出来事があり、その出来事とその後の状況が、労働者に強い心理的負荷を与えたことをいう。心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価される。

自らの指が機械の回転歯によって切断されるという体験は、激しい痛みを伴い衝撃的なものである。また一生のうちに何度も体験する出来事でもない。Ａの左人差し指は、切断指再接着術によっても生着せず、形成手術によってもその長さを３センチ短くしなければならなかった。その後遺症の程度も軽くはなく、労災保険法上の障害等級 12 級の認定を受けた。Ａは、事故後、約３年半にわたって精神障害の治療のために医療機関を受診する間、断続的にフラッシュバックや不安感、恐怖感、浅眠などに苦しんでいた。それらは止まずにいた。事故により、工場での仕事がおよそ不可能に



なったとまではいえないが、Ａの就労や日常生活に一定の支障を来すものであった。また、Ａと同種の労働者は、機械を用いた青果の袋詰めを行うような工場で働く女性（60 歳程度）であり、Ａはグループリーダーではあったものの、パートタイマー従業員として働いている者である。正社員ほど責任ある仕事を任されることは少なく、したがって、自己の業務およびその危険性に対する心構えの程度も相対的に低いと考えることができる。

検討対象期間は、当該疾病の発症前６カ月である。Ａの精神障害の発症時期は、平成 21 年１月下旬ころであった。本件で対象とすべき期間は、平成 20 年７月下旬ころから平成 21 年１月下旬ころであるところ、この期間にＡに発生した外傷的出来事は、本件事故以外には見当たらない。

以上より、その態様および治療経過に照らし、重度のケガをしたといえ、後遺障害の程度、社会復帰の困難性など、事故の状況、左人差し指切断の程度、治療経過、同種の労働者との比較などを総合的に判断して、Ａの適応障害には業務起因性が認められるとされた。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp